



山形県公報

令和4年7月19日(火)
第322号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……693
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……694
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同

公 告

- 令和4年度消防設備士講習の実施……………(消防救急課) ……695
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……696
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……697
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……702
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……705

告 示

山形県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、白川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 松 新 一	西置賜郡飯豊町大字椿438番地
同	井 上 禎 夫	同 高峰931番地1
同	舩 山 寿 一	同 添川1516番地
同	内 谷 良 一	長井市今泉738番地
同	高 橋 昭 一	東置賜郡川西町大字黒川133番地
同	長 谷 川 和 郎	同 大塚1439番地
同	金 子 昭 雄	同 西大塚876番地
同	高 橋 文 勝	同 上奥田3427番地4
同	米 野 則 雄	同 中小松2880番地

同	村山邦男	同	玉庭2660番地1
監事	安部宗右衛門		西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の1
同	嶋貫幸一		長井市時庭722番地
同	横山晶一		東置賜郡川西町大字小松1457番地

山形県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年7月19日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	竹田武俊	西置賜郡飯豊町大字手ノ子1234番地
同	中村仁一	同 添川845番地
同	片倉和也	東置賜郡川西町大字下小松307番地
同	生田一幸	同 玉庭4629番地1
同	酒井茂	同 上小松455番地
監事	嶋貫吉美	長井市時庭674番地
同	佐藤修一	東置賜郡川西町大字高豆薙130番地
理事	小松新一	西置賜郡飯豊町大字椿438番地
同	内谷良一	長井市今泉738番地
同	金子昭雄	東置賜郡川西町大字西大塚876番地
同	長谷川和郎	同 大塚1439番地
同	高橋文勝	同 上奥田3427番地4
監事	安部宗右衛門	西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の1

山形県告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 新庄都市計画道路
 - (2) 名称 1・3・2号新庄金山線、3・4・4号北本町飛田線、3・4・11号金沢大町線及び3・5・5号小檜室角沢線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 1・3・2号新庄金山線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (2) 3・4・4号北本町飛田線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (3) 3・4・11号金沢大町線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 新庄市宮内町、城南町、城西町、十日町字反田、十日町字下西山及び十日町字西山
 - (4) 3・5・5号小檜室角沢線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和4年7月19日から同年8月2日まで
 - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに新庄市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和4年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	山形県庄内総合支庁（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）
警報設備講習	令和4年10月4日（火） 午前9時10分から午後5時まで	令和4年9月21日（水） 午前9時10分から午後5時まで
消火設備講習	令和4年10月5日（水） 午前9時10分から午後5時まで	△
避難設備・ 消火器講習	令和4年10月6日（木） 午前9時10分から午後5時まで	△

- 2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士
- 3 受講手続

受講申請書を令和4年8月1日（月）から同月12日（金）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。
- 4 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課（電話番号023(630)2228）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話番号023(629)8477）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、路面清掃車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁共用入札室（6階）

(2) 日時 令和4年8月31日（水）午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 路面清掃車 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年8月8日（月）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月1日（月）午後5時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証する書類を提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Road Sweeper Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. August 31, 2022

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan TEL 023 (621) 8185

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者	
県営五十鈴アパ ート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	平方メートル 51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700		
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700		
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700		
同 南山形ア パート1号	同 南松原一 丁目9-5	3DK	63.1	4	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100		
同 2号	同	2DK	49.6	1	同	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600		单身可
同 3号	同 9-6	3DK	64.8	1	同	23,400	27,000	30,800	34,800	39,700	45,900		
同 馬見ヶ崎ア パート2号	同 円心寺町 21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		单身可
同 桧町アパー ト2号	同 桧町四丁 目12-20	同	61.0	2	同	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500		
同 深町アパー ト2号	同 深町一丁 目7-37	同	62.6	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900		
同 3号	同 7-27	同	62.6	2	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900		
同 4号	同 7-34	同	64.2	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	43,800		
同 きたまちア パート3号	同 桧町三丁 目2-9	2LDK	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600		
同 あたごア パート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,600	33,000	37,800	42,600	48,700	56,200		

同 東山住宅	同 大字十文字6106	2LDK	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	26,300	30,400	34,700	39,200	44,800	51,700	
同	同	3DK	70.9	1	同	26,300	30,400	34,700	39,200	44,800	51,700	単身可
同	同	2DK	61.5	1	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	同
果営土屋倉ア パート2号	上山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	同
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,500	15,500	17,800	20,000	22,900	26,400	同
同 鷲ヶ袋ア パート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 2号	同 7-2	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	単身可
同	同	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	
同 交り江ア パート1号	天童市交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 2号	同 10-2	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	
同 2号	同 2-30	同	61.0	1	同	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	
同 天童駅南ア パート2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	単身可
同 天童南部ア パート1号	同 南町三丁 目18-1	3LDK	79.9	2	同	28,900	33,300	38,100	43,000	49,100	56,700	
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	単身可

同	同	同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 3号	同	同	同	同	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	同	同	69.4	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	单身可
同	同	同	同	同	69.4	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	
同 2号	同	同	同	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同 長崎アパー ト	同 8035- 205	同	同	同	62.8	1	同	16,900	19,600	22,400	25,200	28,800	33,300	单身可
同 南寒河江ア パー ト1号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	同	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 2号	同	同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 塩水アパー ト6号	同 寒 河江字塩水46- 1	同	同	同	70.7	1	同	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800	
同 谷地アパー ト1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	同	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	同	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡アパー ト	同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	同	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	单身可
同 東根中央ア パー ト2号	同 東根市中央四丁 目3-2	同	同	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 大石田ア パー ト	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	同	同	59.4	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可
同 あけぼのア パー ト	同 丁277-4	同	2LDK	同	70.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のも1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年8月3日から同月9日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和4年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和4年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年4月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月19日

山形県監査委員	森	谷	仙	一	郎
山形県監査委員	星	川	純	一	
山形県監査委員	松	田	義	彦	
山形県監査委員	海	老	名	信	乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関16箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
山形工業高等学校	令和4年4月26日	松田委員	—
名古屋事務所	令和4年5月27日	森谷委員	海老名委員
病虫害防除所庄内支所	令和4年6月6日	星川委員	松田委員
東京事務所	令和4年6月6日	星川委員	松田委員
鶴岡電気水道事務所	令和4年6月6日	星川委員	松田委員
酒田電気水道事務所	令和4年6月6日	星川委員	松田委員
大阪事務所	令和4年6月6日	森谷委員	海老名委員
最上電気水道事務所	令和4年6月6日	森谷委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	令和4年6月6日	森谷委員	海老名委員

農業総合研究センター水田農業研究所	令和4年6月23日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和4年6月23日	星川委員	松田委員
港 湾 事 務 所	令和4年6月23日	星川委員	松田委員
農 林 大 学 校	令和4年6月23日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和4年6月23日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和4年6月24日	森谷委員	海老名委員
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和4年6月24日	森谷委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形工業高等学校

(イ) 事務執行体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で調定手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの
 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計15,577円
 主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料（使用許可に伴う光熱水費）

使用日 令和3年6月19日

調定すべき日 令和3年8月10日

調定日 令和3年9月24日

調定額 5,174円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

出力ユニット増設工事

契約金額 1,265,000円

要契約保証金 126,500円

ロ 農業総合研究センター水田農業研究所

(イ) 前年度会計の監査において指摘された収入調定の誤りについて、改善を行っていないもの

(内容)

調定額及び収入額を誤った10万円以上のもの 1件 281,569円

令和元年度産米精算金

誤調定額 111,745円

正調定額 393,314円

差額 281,569円

ハ 港湾事務所

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 2件 合計

142,632円

主な事例は以下のとおり

港湾使用料及び占用料（岸壁使用料）

納期限 令和3年7月15日

納入日 令和3年10月1日

金額 81,504円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの 2件 合計
546円

主な事例は以下のとおり

港湾使用料及び占用料（岸壁使用料）

納期限 令和3年5月20日

納入日 令和3年6月28日

金額 375円

ニ 農林大学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

講座開催に係る会場使用料

請求日 令和3年4月28日

支払期限 令和3年5月12日

支払日 令和3年8月27日

支出額 2,340円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計98,711円

主な事例は以下のとおり

後納郵便料金（7月分）

請求書受理日 令和3年8月26日

支払期限 令和3年8月31日

支払日 令和3年9月9日

支出額 42,161円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

県費で支出すべき費用について、職員が私費により支払ったもの 1件

講座開催に係る会場使用料

支出額 16,070円

ホ 農業総合研究センター畜産研究所

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金等の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

設備修繕費用

検査日 令和3年9月7日

請求書受理日 令和4年1月31日

支払日 令和4年2月14日

支出額 615,560円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（農林大学校、農業総合研究センター畜産研究所、農業総合研究センター園芸農業研究所）

ロ 支出

- (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの（最上電気水道事務所）
- (ロ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（農業総合研究センター水田農業研究所）

ハ その他

- (イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの（農林大学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和4年5月6日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年7月19日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形養護学校	前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの	住居手当の認定に際しては、賃貸借契約書の特記事項も含め、契約内容を事務室全体で確認するよう徹底する。 また、給与事務に係る引継書に上記内容を明記し、担当職員の異動があっても適正執行が確保されるよう改める。

令和4年7月19日印刷
令和4年7月19日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県